

## 三重県からのお知らせ

# 法人県民税・事業税の税率改正について 地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税法人税割及び、法人事業税所得割・収入割の税率が改正されました。（県民税均等割と事業税付加価値割及び資本割の税率に変更はありません）

同時に、法人事業税と併せて申告いただいていた「地方法人特別税」が廃止され、新たに「特別法人事業税」が創設されました。（申告方法は地方法人特別税と変わりません）  
税率については下記のとおりです。

### ●法人税割

法人等の区分	H26.10.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
1. 資本金額(出資金額)が1億円を超える法人 2. 課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3. 保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

### ●法人事業税

区分	所得等の区分	H26.10.1以後に開始する事業年度	H27.4.1以後に開始する事業年度	H28.4.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度	
普通法人	年400万円以下の所得	3.4%			3.5%	
	年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%			5.3%	
外形標準課税対象法人は除きます。	年800万円を超える所得	6.7%			7.0%	
	軽減税率不適用法人(※1)					
特別法人(※2)	年400万円以下の所得	3.4%			3.5%	
	年400万円を超える所得	4.6%			4.9%	
	軽減税率不適用法人(※1)					
電気・ガス供給業、保険業	収入金額	0.9%			1.0%	
外形標準課税対象法人	所得割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円を超え800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円を超える所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	軽減税率不適用法人(※1)					
	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%		
	資本割	0.2%	0.3%	0.5%		

(※1) 軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事業所を有し、資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

(※2) 特別法人：地方税法第72条の24の7第5項に定める法人（農協・信用金庫・中小企業等協同組合・医療法人等）

### ●地方法人特別税(R元.9.30以前に開始する事業年度まで)

法人区分	課税標準	H28.4.1以後に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	所得割額	43.2%	廃止
特別法人		43.2%	
外形標準課税対象法人		414.2%	
収入金額課税法人	収入割額	43.2%	

### ●特別法人事業税(R元.10.1以後に開始する事業年度から)

法人区分	課税標準	R元.10.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象外法人	所得割額	37.0%
特別法人		34.5%
外形標準課税対象法人		260.0%
収入金額課税法人	収入割額	30.0%

☆詳細については下記のホームページで確認いただけます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci600003231.htm>